

～助成対象戸数と申請できる上限戸数について～

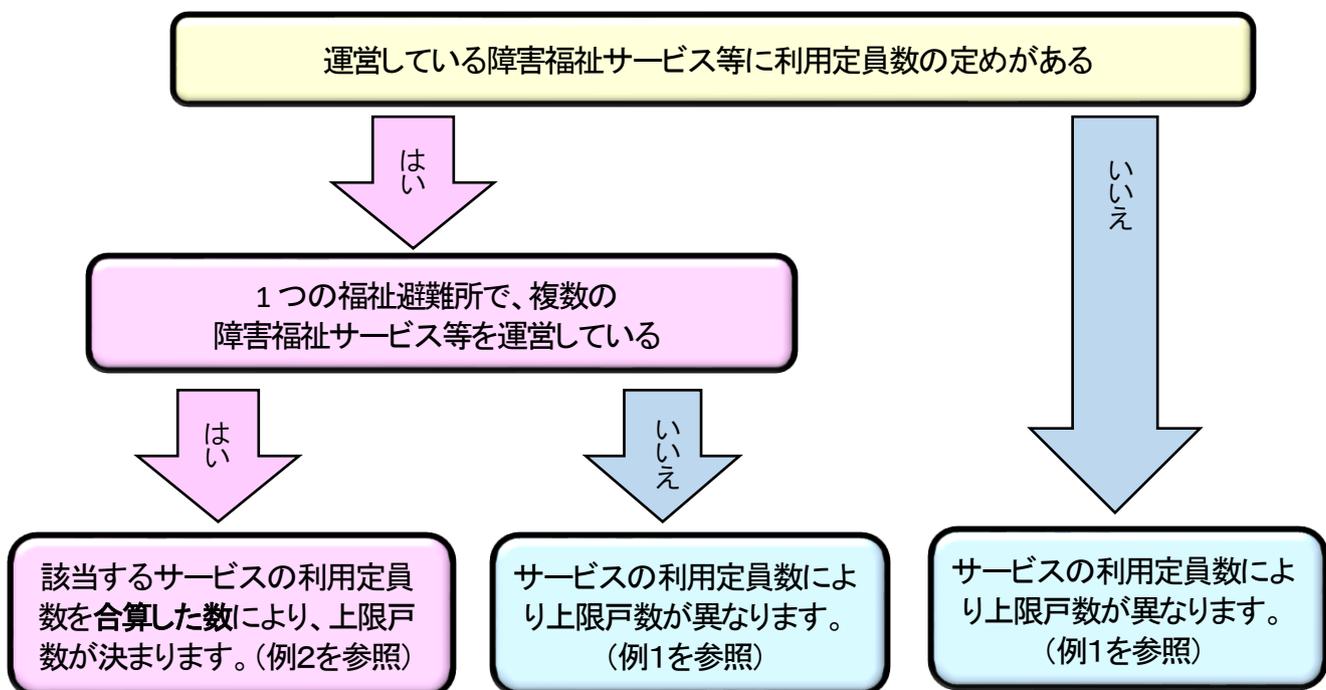
1 福祉避難所*当たりの助成対象戸数は、事業所の利用定員数に応じて下表に定める戸数を上限とします。(最大 20 戸)

※ (イ) 災害時協定締結事業所要件の場合は、「災害時協定締結事業所」と
 (ウ) 災害要件なし事業所要件の場合は、「申請事業所」と読み替えてください。
 (以下同様)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
利用定員数	0	41	51	61	71	81	91	101	111	121	131	141	151	161	171	181	191
	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	
上限戸数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
																	

・利用定員数は福祉避難所の収容人数ではありません。

利用定員数及び、上限戸数の考え方については下記のとおりです。



【上限戸数の算出例】

例1 《1つの障害福祉サービス等のみ運営している場合》

施設入所支援を運営していて、利用定員数が120名の場合

→上限戸数は12戸になります。

例2 《複数の障害福祉サービス等を運営している場合》

施設入所支援と生活介護を運営していて、
施設入所支援120名・生活介護35名の場合
 $120(名) + 35(名) = 155(名)$

→上限戸数は16戸になります。

例3 《利用定員数の定めのない障害福祉サービス等のみ運営している場合》

居宅介護と重度訪問介護を運営している場合

→利用定員数の定めがないサービスのため、一律4戸が上限です。

例4 《年度内にサービスの利用定員数が増える予定がある場合》

利用定員数が40名の就労継続支援B型事業所を運営しているが、
年度内にその利用定員数が45名に増える予定がある場合

→利用定員数は令和5年4月1日時点の数にて算定します。
年度内に利用定員数が増える見込みがある場合でも、それは変わりません。
したがって、利用定員数は40名で計算し、上限戸数は4戸になります。

例5 《1福祉避難所内に利用定員数の定めがあるサービスとないサービスが混在している場合》

放課後等デイサービス（定めあり）と計画相談支援（定めなし）の2つを運営していて、
放課後等デイサービスの利用定員数が25名の場合

→利用定員数25名で上限戸数を算出し、上限戸数は4戸になります。

（利用定員数の定めがないサービス分は合算されません）